

訴えの提起及び送達

（前注）事件管理システムの利用登録

部会資料3においては、訴えの提起及び送達について取り扱うが、オンラインによる訴えの提起及びその後の訴状等の送達に当たって利用することとなる事件管理システムの利用登録については、以下のような方法で行うことを前提としている。ただし、この事件管理システムは、最終的には、最高裁において具体的な設計・開発作業が行われるものであるため、本部会資料で提示した事件管理システムの内容は、本部会で議論を行う上でのたたき台という位置付けのものである。

- 1 事件管理システムの利用登録をした者に対しては、事件管理システムのIDとパスワードが発行される。その利用登録に当たっては、本人確認として、最高裁規則の定めるところにより、氏名又は名称その他の事項を明らかにする措置を講ずることとする。
- 2 事件管理システムの利用登録をしようとする者は、後記第2のシステム送達が行われる場合において通知を受ける電子メール等のアドレス（以下「通知アドレス」という。）を届け出るものとする。
- 3 上記1の事件管理システムの利用登録は、個別事件の存否にかかわらず行うことができるものとする（以下「事前登録制度」という。）（注）。
- 4 事件管理システムの利用登録をした当事者又は代理人は、発行されたIDとパスワードで事件管理システムにログインし、個別事件の訴訟活動を行うことができる。

（注）弁護士等訴訟代理人となる資格を有する一定の者のほか、どの範囲の者に事前登録制度の利用を認めることとするかについては、後記第2の6参照。

第1 訴えの提起等

1 オンラインによる訴えの提起

オンラインによる訴えの提起については、次のような規律を設けることとしては、どうか。

- (1) オンラインによる訴えの提起は、インターネットに接続された裁判所の事件管理システムを通じて、裁判所の使用に係るコンピュータ（クラウドサーバにおける裁判所の管理領域を含む。以下同じ。）に電子データによる訴状（以下「電子訴状」という。）を記録する方法により提出してする。

(2) 電子訴状は、裁判所の使用に係るコンピュータに記録された時に、裁判所に到達したものとみなす。

(注1) 事件管理システムに記録された電子訴状の非改変性を担保するための措置について、どのように考えるか。

(注2) 電子訴状に添付しなければならない書類のうち行政機関が交付するものについて、裁判所が当該行政機関の情報処理システムを通じてその情報を取得することができることとするについて、どのように考えるか。

(説明)

1 オンラインによる訴えの提起

本文は、民事裁判手続のIT化の下における訴えの提起の規律について提案するものである。

現行法の下では、訴えの提起は、裁判所に訴状と呼ばれる書面を提出してすることとされている(法第133条)。これに対し、本文では、訴えを提起する方法として、パソコン等の任意の端末を使用し、インターネットを通じて、裁判所の事件管理システムにアクセスし、裁判所の使用に係るサーバ(クラウドサーバにおける裁判所の管理領域を含む。)に電子訴状を記録する方法によることとしている。また、法第132条の10第3項がオンライン申立て等について「裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。」としていることを踏まえ、電子訴状についても、これと同様の規律を設けることとしている。

2 電子訴状の非改変性を担保するための措置

(注1)は、事件管理システムに記録された電子訴状の非改変性を担保するための措置について問うものである。

現行の民事訴訟規則(以下「規則」という。)の下においては、裁判所に提出すべき書面には、当事者又は代理人が記名押印するものとされている(規則第2条第1項)が、これは、作成者を明らかにする趣旨であるとされている。

これに対し、電子データは、紙媒体の文書と比較し、その改変がより容易である。そこで、規則第2条第1項に代わる新たな規律としては、作成者を明らかにする措置では足りず、非改変性をも担保するための措置を取る必要があると考えられる。これを場面ごとに整理すると、次のとおりとなる。

第1に、裁判所の使用するサーバ内に生成された電子訴状は、訴訟記録の原本であるから、同サーバ内にある限り改変することができないようにすることのほか、訴訟記録としての原本性や受付の日時をどのように公証するかという点の検

討も併せて必要となると思われる。

第2に、規則第2条第1項の記名押印に相当する措置としては、提出者の負担が過重とならないよう配慮しつつ、例えば、電子訴状を記録するに当たり、電子訴状の作成者と利用者認証を受けた特定の利用者との同一性等についてのチェックボックスを設け、これにチェックをすればその情報が裁判所の使用に係るサーバ内に生成される電子訴状に自動的に付属されるものとするなどの方法によって、提出者に過重な負担を生じさせることなく非改変性を確認することで足りるものとも思われる。

以上を踏まえ、電子訴状の非改変性を担保するための措置について、どのように考えるか。

3 電子訴状の添付書面

(注2)は、電子訴状に添付しなければならない書類のうち行政機関が交付するものについて、裁判所が当該行政機関の情報処理システムを通じてその情報を取得することの当否について問うものである。

現在の実務では、訴状の提出に当たり、様々な書面を添付することが求められている(規則第15条、第23条第1項、第55条等)が、裁判所が行政機関からこれらの書面に係る情報を入手することができるようになれば、当事者の利便性は大きく向上することとなるほか、当事者が入手した上で電子ファイル形式にして提出したものと行政機関が有する原本との同一性にそごが生ずる事態を防ぐことができる。いわゆるデジタル手続法(情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号))による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条においては、「申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。」とされ、行政機関相互間においては、法令に基づき添付が求められているものについては同様の措置が既に取られている。

もっとも、法令又は規則に基づき添付が求められているものも含め、本来当事

者又は代理人において取得すべき書面について、どのような情報まで行政機関の情報処理システムを通じた情報取得を認めるべきかについては、当事者間の公平の観点からも検討を要する。また、行政機関相互間で情報連携することができるものとされているものは、申請者自身の情報にすぎない。さらに、これを実現するためには、各行政機関の保有するシステムと裁判所の構築するシステムとを接続しなければならない、セキュリティを含む技術的な課題や費用の点なども考慮する必要がある。

以上を踏まえ、どのように考えるか。

2 濫用的な訴えの提起を防止するための方策

濫用的な訴えの提起を防止するための方策として、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- (1) 訴えの提起に係る訴訟救助の申立てをするには、当該訴えを提起する裁判所において一定の期間内（例えば「その年」など）にその者がした訴えの提起に係る訴訟救助の申立てが却下された回数を届け出なければならない。
- (2) 訴えの提起に係る訴訟救助の申立てをした者が(1)の回数を届け出ないときは、裁判所は、当該訴訟救助の申立てを却下することができる。
- (3) 訴えの提起に係る訴訟救助の申立てをする者が同一の裁判所において(1)の期間内に最高裁判所規則で定める回数（例えば「5回」や「10回」など）を超えて訴え提起に係る訴訟救助の申立てを却下された者であるときは、その者は、最高裁判所規則で定める額の金銭（数百円程度のもの）を納めなければならない。
- (4) 訴訟救助の決定がされたときは、裁判所は、決定で(3)の額の金銭を還付しなければならない。
- (5) (4)の場合以外の場合には、訴え提起の手数料については、(3)で納められた額に相当する額は、納めたものとみなす。
- (6) 訴訟救助の申立てをした者が(1)の回数について虚偽の届出をしたときは、過料に処する。

(説明)

1 訴訟救助の申立てに関する実務の現状

現行法の下においては、訴えを提起する場合には、民事訴訟費用等に関する法律（以下「費用法」という。）第3条第1項、別表第1で定められた額の訴え提起手数料を納めなければならない、その手数料は、原則として、訴状等に収入印紙を

貼って納めなければならないものとされている（費用法第8条。部会資料4参照）。この手数料の納付がない訴えは、不適法な訴えとされる。このような不適法な訴えが提起された場合には、訴状の審査権限を有する裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に手数料の額を特定してこれを納付すべきことを命じなければならない（法第137条第1項）。そして、この補正命令書が送達されたにもかかわらず、定められた期間内に納付されないときは、裁判長は、訴状を却下しなければならない（同条第2項）。

もともと、訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、訴訟上の救助の決定をすることができる（法第82条第1項）。そして、訴えの提起と共に手数料についての訴訟上の救助の申立てがされた場合には、実務上、その申立てに対する裁判がされるまでの間、手数料の納付を命ずる補正命令を発することを差し控える取扱いがされている。

2 濫用的な訴えの提起を防止するための方策

以上のような実務上の取扱いを踏まえ、現行法の下においても、同一の当事者が勝訴の見込みがないにもかかわらず、訴訟救助の申立ても併せてすることにより手数料の負担をすることなく訴えを多数提起して裁判所の事務量をいたずらに増やしているという実情があり、オンライン申立て等を認めるとこのような濫用的な訴えの提起が更に増加するのではないかとの指摘がある。

そこで、本文は、このような指摘を踏まえ、濫用的な訴えを防止するための方策の当否等について問うものである。

そもそも、現行法の下において、どのような濫用的な訴えの提起がどの程度あるのかという点について、統計等に基づく実証的な検証が必要となるが、仮に上記指摘を前提とした場合には、訴訟救助の申立てに着目して、濫用的な訴えの提起を防止するための方策を検討することが有益である。そして、直近の期間において多数の訴訟救助の申立てが却下されている場合には、新たにされた訴訟救助の申立ても同様に理由がないものとして却下される蓋然性が高いと考えられることから、このような場合を対象とし、少額であっても金銭の納付をさせることで、濫用的な訴訟救助の申立てを抑止することとするのは、一応の合理性があるものと考えられる。そして、前述した指摘を前提とすれば、濫用的な訴訟救助の申立てを抑止することが、ひいては、濫用的な訴えの提起をも一定程度防止する効果があると考えられる。本文で示した具体的な規律は、このような観点に基づくものである。

もつとも、濫用的な訴えの提起を防止するための方策の必要性の有無やその内容の当否については、今後構築される事件管理システムの在り方を見据えて検討する必要があると思われる。例えば、本文で示した方策は、民事裁判手続のIT化の下においても、訴えの提起と手数料の納付の手続が同時に行われるとされる場合により効果的なものとなる。これに対し、仮に新たに構築される事件管理システム上、訴えの提起と手数料の納付の手続にタイムラグが生ずることが不可避である場合には、本文で示した方策のように訴訟救助の申立てに着目したものは奏功しないおそれがあり、そのタイムラグを利用した濫用の可能性という全く別の観点から、その防止のための方策を検討する必要がある。また、濫用的な訴えの態様や想定され得る規模は、事件管理システムにおける訴えの提起のための具体的な操作方法に大きく影響を受け得るとも思われる。

以上のとおり、オンライン申立て等を認めると濫用的な訴えの提起が増加するかどうかという点については、事件管理システムの在り方を踏まえつつ、その蓋然性を検討する必要があるが、どのように考えるか。

第2 送達

1 システム送達

現行法上認められている送達方法に加えて、事件管理システムを利用した送達方法（以下「システム送達」という。）を新たに設けることとし、具体的には次のような規律を設けることとしては、どうか。

- (1) 裁判所書記官は、送達すべき電子書類（現行法上送達すべき書類とされているものに係る電子データをいう。以下同じ。）を事件管理システムに記録し、送達を受けるべき者にその旨を通知アドレスに宛てて通知することにより送達をする。
- (2) (1)による送達は、当事者が事件管理システムに登録をし、通知アドレスを届け出た場合に限り、することができる。
- (3) (1)による送達は、送達を受けるべき者が事件管理システムに記録された送達すべき電子書類を閲覧した時にその効力を生ずる。

ただし、送達を受けるべき者が、送達すべき電子書類が事件管理システムに記録された旨の通知が発信された日から一定の期間（例えば「一週間」）経過する日までに当該電子書類を閲覧しないときは、その日が経過した時に閲覧したものとみなす。

- (注) 例えば、事件管理システムに登録をしている者の居住する地域に天災が生じた場合などは、その者に対してシステム送達の方法による送達をすることは相当ではないとも考えられるが、どのように考えるか。

(説明)

1 問題の所在

現行法上、送達は、原則として裁判所が職権で行うものとされ（法第98条第1項）、その方法については、郵便若しくは執行官又は裁判所書記官によってするものとされている（法第99条第1項、第100条）。そして、送達は、特別の定めがある場合を除き、送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付して行うものとされている（法第101条）。これらの規定を受けて、現在の実務では、裁判所書記官が送達を受けるべき者に送達すべき書類を交付又は郵送する方法（後者は、郵便法上、特別送達と呼称されている。）により、送達を行っている。

このような送達方法については、一定の時間を要するほか、費用の負担が生ずるだけでなく（送達の費用は、当事者が負担することとされている（費用法第2条第2号、第11条第1項第1号）。）、その送達すべき書類を対面で受領することを原則としている点で、必ずしも時代に即した合理的な取扱いとはいえない。そこで、このような観点から、ITを利用した簡易・迅速な方法による送達を導入することが考えられる。

2 システム送達の内容

本文は、ITを利用した送達方法として、裁判所書記官が事件管理システムに送達すべき電子書類を記録した上で、送達を受けるべき者の通知アドレスに対してその旨を通知する方法により送達すること（システム送達）を提案するものである。この通知アドレスとしては、電子メールアドレスのほかに、SMSやSNSを含めることも考えられるが（具体的内容については、将来的な通信手段の変化に柔軟に対応するため、最高裁規則に委任することが相当と考えられる。）、システム送達の規律の全体像を踏まえて更に検討する必要がある。

なお、ITを利用した送達方法については、このほかに、送達すべき電子書類そのものを添付して電子メールを送信する送達方法も考えられるが、この方法は、誤送信や通知アドレスとしてフリーメールアドレスが届け出られた場合などに情報流出が生ずる可能性を払拭することができず、また、悪徳業者等が裁判所になりすまして詐欺的なメールを送信するおそれがあること、コンピュータウイルスへの感染リスクがあることなどからすれば、送達の手段としては相当でないものと考えられる。

3 システム送達の要件

システム送達は、簡易・迅速な送達を可能とする点で送達を受けるべき者にと

っても利点が多いものと考えられる一方で、送達すべき電子書類にアクセスするに当たり、送達を受けるべき者においてIT機器を操作する必要があることからすれば、これを一律に義務付けることとすると、IT機器の利用に習熟していない者や、インターネットに接続することができる環境にない者の裁判を受ける権利を害するおそれがある。

そこで、事件管理システムの利用登録をし、通知アドレスを届け出ている者に対して送達をしようとするときは、システム送達の方法によらなければならないものとし、それ以外の者に対して送達をしようとするときは、従来の書面による送達の方法によるものとするのが考えられる。もっとも、事件管理システムの利用登録をし、通知アドレスを届け出ている者についても、(注)のとおり、その例外となるべき事由の存在がなお考え得るところである。

以上を踏まえ、システム送達の要件について、どのように考えるか。

なお、オンライン申立ての義務化の範囲にもよるが(部会資料2参照)、事件管理システムに登録したり、通知アドレスを届け出たりしない当事者に対しては、現行法の定める従来の書面による送達方法によることとなるため、このような送達方法に係る規律は、維持することとする。

4 システム送達の効力発生時期

手続の適法性についての争いが事後的に生ずることを避けるためには、送達の実事を公証することができるような制度とする必要がある。そこで、事件管理システムにおいて、送達を受けるべき者が記録された送達すべき電子書類を閲覧した事実及びその日時がシステム上記録されるような仕組みが構築されることを前提として、システム送達の効力が発生する時については、送達を受けるべき者が事件管理システムに記録された送達すべき電子書類を閲覧した時とすることが考えられるが、どうか(なお、ここでいう閲覧とは、送達を受けるべき者が使用する端末上、当該電子書面が表示され、これを閲読することができる状態になることをいい、当該送達を受けるべき者がこれを現実に閲読することまでを含むものではない。)

なお、このほかに、送達を受けるべき者において、送達すべき電子書類が事件管理システムに記録された旨の通知を閲覧(開封)した時にシステム送達の効力が生ずることとするとも考えられるが、送達を受けるべき者が上記通知を閲覧した事実及びその時期を裁判所が公証することには困難が伴うものとも考えられることからすれば、このような考え方は相当でないものと考えられる。

5 送達すべき電子書類を閲覧しない場合に関する特則

システム送達について、送達を受けるべき者が事件管理システムに記録された送達すべき電子書類を閲覧した時に効力を生ずるものとする、送達を受けるべき者がいつまでも当該電子書類を閲覧しない場合には、送達の効力がいつまでも生じないこととなるという問題が生ずる。

そこで、本文は、送達すべき電子書類が事件管理システムに記録された旨の通知が発信されてから一定期間が経過した場合には、当該電子書類を閲覧したものとみなし、送達の効力が生じたものとするという規律を提案するものである。

このほか、送達を受けるべき者が送達すべき電子書類を閲覧しない場合に関する規律としては、従来の書面による送達を改めて行うこととすることも考えられる。しかし、そのような考え方を採用すると、現行法の下よりも送達の効力の発生時期が遅くなる場合が生ずるという問題があるほか、送達を受けるべき者において、事件管理システムに記録された送達すべき電子書類の閲覧を怠ることにより、送達の時期を意図的に遅らせることができるとの問題もある。

他方、本文のような規律を設けると、サーバに不具合がある場合等送達を受けるべき者の責めに帰すことのできない事由により、送達すべき電子書類を閲覧することができない場合等にも送達の効力が生じたものとされる点で、送達を受けるべき者にとって酷な取扱いとなる可能性がある。

また、本文のような規律を設けることを検討するに当たっては、（注）で示したシステム送達の例外となるべき事由との整合性をも考慮する必要がある。

以上を踏まえ、送達を受けるべき者が送達すべき電子書類を閲覧しない場合における規律の在り方について、どのように考えるか。

6 事前登録制度（前注3関係）

訴訟係属後にシステム送達の利用を希望する者は、事件管理システムの利用登録をし、通知アドレスを届け出ることによって、システム送達の方法により相手方の提出した準備書面等を受領することが可能となる。これと同様に、訴訟係属前についても、希望する場合に、あらかじめ事件管理システムの利用登録をし、通知アドレスを裁判所に届け出ることにより、訴えの提起を受けた場合に、システム送達の方法により電子訴状の送達を受けることができる制度（事前登録制度）を設けることとしては、どうか。

もっとも、このような制度を設けた場合には、原告となるべき者が被告となるべき者になりすまして事件管理システムの利用登録をし、自らが利用又は管理する電子メールアドレス等を通知アドレスとして登録して不正に債務名義を得ようとするおそれや、システム送達の方法による送達を望まない者に対しても、契約の約款等により事件管理システムの利用登録及び通知アドレスの届出が事実

上強いられることとなるおそれがある。また、事件管理システムの事前登録をしてから長期間が経過した後に訴えが提起された場合等には、通知アドレスの利用状況が変化しており、送達を受けるべき者において通知の見落としが生ずるおそれもある。これらの点を踏まえ、事件管理システムの事前登録制度については、例えば、その範囲を特定の範囲の者に限ることや、事前登録により取得されたIDの有効期間を設けることも考えられる。

そこで、事件管理システムの事前登録制度を設けることにつき、その必要性や具体的な規律の内容について、上記の課題に対する方策も含めて検討する必要があると考えられるが、どうか。

2 訴え提起時におけるシステム送達の特則

訴え提起時におけるシステム送達の特則として次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- (1) 原告は、被告の通知アドレスについて事前登録がされていない場合であっても、訴えの提起の際、裁判所に対し、被告の1又は2以上の電子メール等のアドレスを提出した上で、システム送達の方法により被告に訴状の送達をすることを求める旨の申出をすることができる。
- (2) (1)の場合において、裁判所書記官は、(1)の電子メール等のアドレスに宛てて、次に掲げる事項を通知するものとする。
 - ア 原告が被告を相手方として訴えを提起したこと。
 - イ 原告が提出した電子訴状が事件管理システムに記録されていること。
 - ウ 被告がシステム送達の方法により当該電子訴状の送達を受けることを希望するときは、事件管理システムの利用登録をした後に、これを利用して当該電子訴状を閲覧することができること。
 - エ その他最高裁判所規則で定める事項
- (3) 被告が、事件管理システムの利用登録をし、これを利用して当該事件の電子訴状を閲覧した時に、送達の効力が生ずる。
- (4) この特則による訴状の送達については、閲覧しない場合に関する特則（上記1(3)）の規定は適用しない。この場合において、(2)の通知が発信された日から一定期間経過するまでの間に(3)の閲覧がされないときは、裁判所書記官は、システム送達以外の方法による送達を行うものとする。

(説明)

1 問題の所在

事件管理システムの事前登録制度を設けた場合には、訴えが提起される前に事件管理システムの利用登録をし、通知アドレスを届け出た者に対しては、システム送達の方法により訴状の送達を行うことが可能となるが、それ以外の者が被告となる場合については、一般的には、訴状の送達後に初めて事件管理システムに登録をすることとなると想定されるため、訴状は、システム送達の対象とはならない。また、事件管理システムの事前登録制度について、特定の範囲の者に限ることとした場合には、それ以外の者についてシステム送達の方法により訴状の送達を行うことはできないこととなる。そうすると、訴状の送達の場面においては、システム送達の方法によることができる事案は限定的なものとなり、訴えの提起がオンラインにより行われた場合であっても、大半の事案においては、書面で送達をしなければならないこととなる。

そこで、ITを利用した迅速かつ効率的な裁判の実現という見地から、訴状の送達についてシステム送達の方法を利用することができる場面を拡大するための方策を検討する必要があると考えられる。

2 提案の概要

本文は、上記のような観点から、訴え提起時におけるシステム送達の特則を設け、被告による事件管理システムの事前登録がない場合に、システム送達の方法による訴状の送達を行うための手続を設けることの可否について問うものである。

なお、被告が自ら事件管理システムの利用登録をした場合と異なり、原告が被告の電子メール等のアドレスを提出した場合には、被告において事件管理システムの存在及びその内容を把握していないことも考えられるから、原告の提出した電子メール等のアドレスに通知を行うに当たっては、訴状が事件管理システムに記録されており、これを閲覧することにより送達を受けることが可能であること等に加え、事件管理システムの利用方法等についても併せて情報提供することが適切であると考えられる（本文では、このような事項を含め、細目的な事項は最高裁規則で定めることを想定している。）。

また、本特則による通知を受けた被告は、自ら事件管理システムの利用登録を行った場合と異なり、訴状をシステム送達の方法により受領する義務はないと考えられることから、送達を受けるべき者が送達すべき電子書類を閲覧しない場合に関する特例は適用せず、被告が電子訴状を閲覧しない場合には、裁判所書記官は、システム送達以外の方法により送達を行うこととすることとしている。

3 検討すべき課題

もっとも、このような規律を設けた場合には、原告が自ら又はその関係者の管理又は利用する電子メール等のアドレスを被告の利用に係るものとして提出し、原告やその関係者が被告になりすまして事件管理システムの利用登録を行うことにより、不正に債務名義を得ようとするおそれがある。また、原告が悪意でない場合においても、原告の提出した被告の電子メール等のアドレスが誤りであった場合や、原告の提出した電子メール等のアドレスが複数の者の共有に係る電子メール等のアドレスであった場合等には、被告でない者が当該通知を閲覧し、被告のプライバシーが害されるおそれも否定することができない。

そこで、訴え提起時におけるシステム送達の特則を設ける場合には、原告等によるなりすましや被告以外の者に対する誤送信等を防ぐための方策（具体的には、本特則を用いる旨の申出を行うことができる者について、訴訟代理人に限るものとすることや、虚偽の電子メール等のアドレスを提出した者に対する罰則を設けること、原告に対して、提出する電子メール等のアドレスであることの疎明を求めることが考えられる。）についても、併せて検討する必要がある。

3 公示送達の方法の見直し

公示送達の方法に関する現行法の規律を見直し、公示送達は、裁判所書記官が送達すべき電子書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所のウェブサイトなどインターネット上で閲覧することができる方法で行うこととしては、どうか。

(説明)

1 概要

現行法上、公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示する方法により行うこととされているが（法第111条。ただし、呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする（規則第46条第1項。）、実際には、当該掲示を見た送達を受けるべき者が送達すべき書類を受領するために裁判所に出頭するというケースはほとんどなく、また、送達を受けるべき者が掲示場と離れた地に居住する場合には、公示の効果が乏しいとの指摘もある。

そこで、当事者の利便を向上し、公示の効果を実質化する観点から、インターネットを利用した公示送達の方法で行うこととしては、どうか。

2 検討すべき課題

公示送達について本文で提案するような方法により行うこととした場合には、

インターネットを利用しない者にとっては、送達を受ける機会を失わせることとなる。したがって、このような規律を設けるに当たっては、インターネットを利用しない者に対して送達を受ける機会を保障するための方策を併せて検討する必要がある。

また、現行法上、公示送達が行われる場合（呼出状の場合を除く。）における掲示内容については、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべきこと以外に定めはなく、実務上、このほかに事件番号、事件名、原告及び被告の氏名、公示送達の年月日、公示送達を行った裁判所書記官の所属及び氏名、送達がされたものとみなされる日、送達すべき書類の一覧（目録）が掲示されており、呼出状の場合も、呼出状そのものを掲示場に掲示するため、同様の内容を掲示することになるが、これらの事項のうち、原告及び被告の氏名に加えて、事件名や書類の名称等をインターネット上で掲示することとした場合には、その記載内容によっては、被告のプライバシーを侵害し、また、関係のない者がこれを閲覧し、情報を悪用するおそれもある。そこで、公示送達の方法を見直すに当たっては、公示送達において掲示すべき情報の範囲についても検討する必要があると考えられるが、どうか。